(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

附属明細書ひな形２(1)中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同ひな形２(1)の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同ひな形２(1)記載上の注意２中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意３中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意４中「兼務」を「兼職」に、「会社」を「法人等」に改める。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第三号から第四号の二まで、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二から第十号まで、第十二号及び第十三号の二から第十五号まで、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この項において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この項において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第四号、第五号、第五号の二、第七号から七号の三まで、第十二号、第十二号の二、第十五号から第十五号の三まで、第十六号の十七、第十六号の二十及び第十六号の二十五から第十六号の二十七まで、第五条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第１号並びに第六条の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この項において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十一年四月１日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新銀行法施行規則別紙様式第三号第２貸借対照表の表、第三号の二第２貸借対照表の表、第四号第２貸借対照表の表、第四号の二第２貸借対照表の表、第六号の三第１貸借対照表の表、第六号の四第１貸借対照表の表、第七号の三第１貸借対照表の表及び第七号の四第１貸借対照表の表、新信用金庫法施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表、第六号貸借対照表の表、第十号貸借対照表の表、第十三号第２貸借対照表の表、第十四号第２貸借対照表の表及び第十五号第２貸借対照表の表、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第六号貸借対照表の表、第九号第２貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第九号の二第２貸借対照表の表及び第十号第２貸借対照表の表、新保険業法施行規則別紙様式第七号第４貸借対照表の表、第七号の二第４貸借対照表の表、第十二号第３貸借対照表の表、第十二号の二第３貸借対照表の表及び第十六号の十七第４貸借対照表の表、新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号第２貸借対照表の表並びに新無尽業法施行細則業務報告書雛形二貸借対照表の表の規定については、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第一号から第二号の二まで、第五号、第六号の二、第七号、第七号の二、第八号、第十一号及び第十三号、新保険業法施行規則別紙様式第六号から第六号の三まで、第十一号、第十一号の二、第十四号、第十六号の十八、第十六号の十九及び第十六号の二十四並びに新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

府　令　・　省　令

○財務省令第二号

内閣府
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
財務大臣　菅　**直人**
経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第１号第１の６の表中「資本剰余金」を「資本準備金」に、

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第２の表中

リース債務		

を

リース資産除去債務		

に改め、同様式第２記載上の注意１中⑯を⑲に、⑭から⑮までを⑰から⑱までに、③の次に次のように加える。

(4)　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第１号第１の７の表中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第１の14の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第２貸借対照表の表中

リース債務		

を
